

【重点審議事項の論点整理について（政策・土木交通常任委員会）】

（論点整理を行った重点審議事項） 流域治水の推進に関する条例について

| 委員会における取り組み | 委員会における主な意見 | 備考 |
|--|---|----|
| <p>平成 25 年 5 月 15 日 常任委員会 滋賀県流域治水の推進に関する条例骨子案について</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・地先の安全度マップでさえ市町が抵抗したが、反対している市町がごねることによって県民益が損なわれないようにしてほしい。 ・市町の理解を得なければいけない。条例を 9 月に何とかしようとしているのに、残り数カ月で同じように説明しただけでできるのか心配している。 ・個人財産に補助することは、確率論で言うと地震の被害も同様ではないか。受益と負担の関係など、今から設計しておく必要がある。 | |
| <p>平成 25 年 6 月 24 日 常任委員会 （仮称）滋賀県流域治水の推進に関する条例要綱案について</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の個別の事案を精査した上で、他のソフト対策を検討するなどフレキシブルな制度にした方がいい。 ・川の中のことをやりますということを県が見せていかないと、理解が得られないのではないか。 ・ほかにも水を抑えるための手だてがあるのではないか。特化しておりバランスが悪い。県域を見渡した中での条例をつくっていかないといけない。 | |
| <p>平成 25 年 8 月 5 日 常任委員会 （仮称）滋賀県流域治水の推進に関する条例要綱案について 参考人：滋賀県市長会 山仲 野洲市長 関西学院大学 山下 教授</p> | <p>滋賀県市長会 山仲参考人の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用と建築に係る規制と罰則の制度化は避けるべき ・河川整備計画の早期策定と危険箇所の対策の着実な実行 ・琵琶湖・淀川流域の治水と利水を視野に入れた対策を行うこと <p>関西学院大学 山下参考人の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水危険区域の制度は、危険を顕在化させるだけであり、危険の判定も科学的根拠に基づく合理的なものである ・制限の内容もそう厳しいものではなく、憲法上問題ないと考えている ・生命にかかわる危険である以上、ちゅうちょすべきではない | |

| | | |
|--|--|--|
| <p>平成 25 年 9 月 9 日 常任委員会 (仮称) 滋賀県流域治水の推進に関する条例要綱案 に対して提出された意見・情報とこれらに対する県 の考え方について</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の命を守るということであれば、県民全体が、洪水が出たときに、どう いう行動をとったらいいという意識づけに持っていけるような条例づくりをし ないといけない。 ・ 県市が連携して、市民の命を守るという同意をしてほしい。 | |
| <p>平成 25 年 10 月 7 日 常任委員会 議第 141 号 滋賀県流域治水の推進に関する条例案 について</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 命を守る条例であり、財産的価値を守ることを主眼とするものでないという のは、矛盾しているのではないか。 ・ しっかり理解を得てから条例をつくってもいいのではないか。 ・ 説明して、条例を成立させることが大事ではないか。 ・ 議員や県民の意見を受けとめて、完成度の高い条例にしてほしい。 | <p>平成 25 年 9 月 18 日 条例案議第 141 号が 9 月定例会に提案さ れた。</p> |
| <p>平成 25 年 10 月 8 日 常任委員会 議第 141 号 滋賀県流域治水の推進に関する条例案 について 参考人：虎姫の治水を考える会 山内 会長 竜王町弓削自治会 坂田 会長 甲賀市市議会議員 中西 氏</p> | <p>虎姫の治水を考える会 山内参考人の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例について事前説明を受けていない ・ 当面必要な河川整備をしてもらいたい <p>竜王町弓削自治会 坂田参考人の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民との対話がなされていない ・ 地域指定や規制は地域の疲弊を招く ・ 建築規制と罰則は条例から削除すべきである <p>甲賀市市議会議員 中西参考人の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水害の危険性を啓発し、土地利用規制をすることは効果的である ・ ほかの規制でもまず条例化してから説明する手順でやっている <p>(継続審査に賛成する意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築制限といった規制に特化されており、バランスの悪い条例である。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 参考人の意見にあったように、浸水危険区域にお住いの住民の皆さんへの説 明がなされておらず、県民の方々に条例案の中身を知っていただく必要がある | <p>賛成多数で継続審査 すべきものと決し た。</p> |

のではないか。

・台風 18 号によって被災された方々から河川改修、堤防強化をしてほしいという要望があったが、県民が何を求めているかということを実際に受けとめる必要がある。

・河川改修をしっかりと実施していくということを明らかにした上で、条例に対する審議を深めていってはどうか。

・河川整備が十分できていない状況で、何の落ち度もない住民に対して建築規制や罰則をかけることについて、県民の理解が得られないのではないか。

・個人の主権の制限をするような規制は、他に命を守る代替手段を全部検討した上で、ない場合に初めて可能になるのではないか。

・8市が条例案に反対しているように、基本方針で定める「市町との協議・調整、県民への説明」が不十分であり、継続審査として審議を深める必要がある。

(継続審査に反対する意見)

・まず条例を制定した上で地域の皆さんの納得を得ていくべきである。

・河川整備を推進すること、住民の理解を得ることといった附帯決議をつけて採決すべきである。

・この条例案は客観的な結果をもとに出されたものであり、継続審査することによって家屋のかさ上げの補助を先送りすることになるのではないか。

・地先の安全度マップによって、危険なところがわかっているのに、手をこまねいているのはどうか。

| | | |
|---|--|---|
| <p>平成 25 年 11 月 13 日 常任委員会 滋賀県流域治水の推進に関する条例案に係る地元説明会の状況報告について</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・地元の首長なり市の職員にしっかり地元をまとめさせるような段取りをしてほしい。 ・条例には農林水産部の事業も大きくかかわっているの、総合行政としての県が回答するために、関係課の担当者にも説明会に出席してもらった必要があるのではないか。 | |
| <p>平成 25 年 12 月 13 日 常任委員会 議第 141 号 滋賀県流域治水の推進に関する条例案について</p> | <p>(継続審査に賛成する意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再度話し合いがしたいという地域があるという事実を見ると、廃案にすると原案がなくなることから今後説明がしにくくなる。 ・中途半端に説明を終わってこじれてしまうと、条例成立後の話し合いが進まなくなる。 ・今の説明会の状況の中で、住民の方との関係を大事にしながら、もう少し留め置いて考えることも必要ではないか。 <p>(継続審査に反対する意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2月定例会において、原案撤回の上、修正案が提出されることを想定すると、取り下げるような条例案を2月まで引っ張っていくことに疑問がある。 | <p>賛成多数で継続審査すべきものと決した。</p> |
| <p>平成 26 年 2 月 12 日 常任委員会 滋賀県流域治水の推進に関する条例案に係る住民説明の実施状況について 嘉田知事から議第 141 号議案撤回の意思表示</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・提案から時間があつたので市町との協議を進めてほしかった。 ・かさ上げなどの内容が強かったので議会に混乱を招いたのではないか。 | <p>平成 26 年 2 月 18 日 議第 141 号が撤回され、条例案議第 82 号が2月定例会に提案された。</p> |

| | | |
|---|--|-------------------------------------|
| <p>平成 26 年 3 月 12 日 常任委員会 議第 82 号 滋賀県流域治水の推進に関する条例案</p> | <ul style="list-style-type: none">・継続審査になり時間がかかったが、可決されれば修正された部分も念頭に置きながら大いに進めてもらいたい・河川整備について目に見える形での進捗がなければ地元の理解が得られない・条例の実効性を高めるためには一定程度の地元の合意が必要である、是非、この条例を実効性のあるものにしていただきたい・東日本大震災の教訓を受けて、土砂災害防止法や津波関係の法律では、警戒と特別警戒に区域を分けて建築規制をする、しないを分けている。水害に備えるという観点では3メートル未満も危険である。あらゆる洪水から命を守るという意味では、警戒しなければいけないところは区域指定して、そのリスクを住民に周知して徹底するほうが有効ではないか | <p>議第 82 号議案は、賛成多数で可決すべきものと決した。</p> |
|---|--|-------------------------------------|